

令和2年2月17日

「介護技能実習評価試験」における受検申請の取下げにあたっての
事務手続き及び受検料の取扱いについて（事務連絡）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

「介護技能実習評価試験」の運営に際しましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、介護技能実習評価試験の受検申請後に、何らかの事由により試験の実施に影響があった場合、原則として、試験日時の変更にて対応することとしております。また、特別な事由により、試験申請そのものを取り下げる必要が生じた場合の取扱いにつきましては、その事案ごとの特性に鑑み個別に判断させていただいております。さらに、受検料につきましては、試験実施機関の責めに帰すべき事由又は自然災害等により試験が実施できなかった場合を除き、返戻しないこととしております。

試験の運用開始から1年を経過する間、この特別な事由により受検申請を取り下げる事例が複数例発生してきており、この場合の事務や受検料の取扱いについて、お問い合わせがあることから、事務局にて取扱いの標準化のための検討を重ね、今後は、別紙の通り取り扱うことと致しましたので、ご連絡申し上げます。

なお、本件につきましては、令和2年4月1日より適用することと致しますので、予めご承知おき願います。なお、本年度内（平成31年～令和元年度）の事案に関しましては、事案の分析や検討、標準的なルール構築に時間を要しましたことや、全ての試験の取扱いの公平性の観点から、年度途中からの適用を遡らないことと致しましたので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

一般社団法人シルバーサービス振興会

介護技能実習評価試験 事務局

~~TEL : 03-6402-3865~~ FAX : 03-5402-4884

TEL : 03-3862-8063 FAX : 03-3862-8065

e-mail : kaigointernship@espa.or.jp

1. 介護技能実習評価試験における受検申請の取下げに係る事務取扱いについて

受検申請者（監理団体または企業*）が、試験実施機関に受検申請を行い、これが受理された後に、何らかの事由（試験実施関係者の体調不良及び自然災害等）により、試験実施が困難となった場合の対応については、原則として試験日時を変更することとしていることから、受検申請の取り下げには至りません。

しかしながら、これ以外の受検申請者側に起因する事由であって、受検申請そのものを取り下げる必要が生じた場合の取扱いについては、以下の通りとします。

*企業単独型の場合

（1）受検申請者側に起因する事由について

受検申請の取下げの事由としては、監理団体又は企業、実習実施者、受検者（技能実習生）に起因する事由が想定されます。

- ① 監理団体(団体監理型の場合)又は企業(企業単独型の場合)若しくは実習実施者に起因する事由
(例)・経営や運営上の問題から技能実習の継続が困難となった場合
・受検者の在留期間間に受検申請があり、試験実施が困難な場合
- ② 受検者（技能実習生）に起因する事由
(例)・技能実習修了前に帰国する（した）場合
・病気、事故等により入院する等実習を中断する（した）場合
・実習中断により在留資格を変更する（した）場合
- ③ その他 受検申請者側に起因する事由であって、試験実施機関（一般社団法人シルバーサービス振興会）が、受検申請の取下げの事由として認めたもの

（2）受検申請の取下げ手続きについて

- ① 「介護技能実習評価試験 受検申請取下げ届」に必要事項を記入し、試験実施機関（一般社団法人シルバーサービス振興会）理事長宛てに提出して下さい。

2. 介護技能実習評価試験における受検申請取消の際の受検料の取り扱いについて

試験実施機関は、受検申請者から「受検申請取下げ届」を受領し試験を取消した場合であって、下記のうちいずれかの条件を満たす場合には、既に納付された受検料の一部について返戻します。

<受検料を返戻する場合の条件>

- (1) 監理団体又は実習実施者の「調整担当者」と「調整窓口担当者（試験評価者側）」との間で、試験日が確定していない場合
- (2) 試験日は確定している場合であっても、試験日の21日（3週間）前*までに「受検申請取下げ届」が試験実施機関（一般社団法人シルバーサービス振興会）へメールまたはFAXで提出された場合

*（注意）試験実施機関では、21日（3週間）前を目途として、受検申請者（監理団体等）には「受検票」を試験評価者には「試験実施依頼書」をそれぞれ送付することとしています。「受検票」発行日は多少前後するため、発行日に関係なく、上記の21日前ルールは適用されます。

なお、以下の場合については、従前のおおり、原則として代替での試験を実施することとしていますが、これが実施できない場合には、既に納付された受検料の全額を返戻します。

- ・ 試験実施機関に起因する事由により、試験が実施できなかった場合
- ・ 自然災害等により、試験が実施できない場合

*試験日の21日前の考え方

日数の算定には試験日及び届出日は参入しないため、中21日が必要です。例えば、4月23日が試験日の場合、4月1日までに届出をすると返金の対象となります。

届出日の算出方法									
4月1日	2日	3日	4日	～	20日	21日	22日	23日	
(届出日)									(試験日)
} 中21日									

以上